令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（防衛省０４－㉒）

施策名	国際平和協力活動等	担当部局名	防衛政策局、人事教育局、統合幕僚監部
施策の概要	国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する。特に、これまでに蓄積した経験をいかしつつ、現地ミッション司令部要員等の派遣、工兵マニュアルの普及、我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を積極的に推進する。また、平和安全法制を踏まえた任務に対応する教育訓練を推進するとともに、陸上自衛隊において、中央即応連隊及び国際活動教育隊の統合による、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。 国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係府省や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。 なお、ジブチ共和国において海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点について、地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用に向け取り組む。	政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 （安全保障協力の強化）

達成すべき目標	目標設定の考え方・根拠	政策評価実施予定時期
①国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実 ②現地ミッション司令部要員等の派遣、工兵マニュアルの普及、我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を積極的に推進	【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。 【根拠】 大綱、中期防	令和４年８月

	測定指標	目標	目標年度	実績	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
①	関係各国や関係機関と連携、より主導的な役割を果たすこと	国際平和協力センターにおける教育内容の拡充	令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 Ⅲ　自衛隊の能力等に関する主要事業 ５　安全保障協力の強化 ⑸　国際平和協力活動等 国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する。特に、これまでに蓄積した経験をいかしつつ、現地ミッション司令部要員等の派遣、工兵マニュアルの普及、我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を積極的に推進する。また、平和安全法制を踏まえた任務に対応する教育訓練を推進するとともに、陸上自衛隊において、中央即応連隊及び国際活動教育隊の統合による、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。 国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係府省や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。 なお、ジブチ共和国において海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点について、地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用に向け取り組む。
		国際平和協力センターにおける教育面での連携の充実			
②	平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進	現地ミッション司令部要員等の派遣を推進			
		我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を実施			
		国際緊急援助活動への積極的な取組み			
		工兵マニュアルの策定・普及に向けた取組み			

	達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）令和元年度	2年度	3年度	当初予算額 4年度	関連する指標	達成手段の概要等	令和3年行政事業レビュー事業番号
(1)	多用途ヘリコプターの取得（H31）	531 (531)	4,602 (4,602)	21,068 (21,063)	2,080	1	厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模・特殊災害等への即応・実効的対処能力の維持を図るため、航空機（陸自新多用途ヘリコプター）を取得する。	0120

施策の予算額・執行額	令和元年度	2年度	3年度	4年度	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）
	531 (531)	4,602 (4,602)	21,068 (21,063)	2,080	中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定） Ⅲ－５－（５）国際平和協力活動等

※達成手段の令和3年度行政事業レビューシートは、最終公表段階のものである。

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（別紙）

（防衛省04－㉒）

施策名	国際平和協力活動等

測定指標	目標		施策の進捗状況
	①関係各国や関係機関と連携、より主導的な役割を果たすこと		
		国際平和協力センターにおける教育内容の拡充	
		元年度	●国際平和協力センターによる教育の実施にあたっては、国連スタンダードのカリキュラムを教授できる外国人講師や非政府組織の代表者等を招へいして多様な視点から専門的な知見を得た。
		2年度	●実績なし（コロナの影響により、関係各国からの講師の招へい等は実施せず。）。
		3年度	●実績なし（コロナの影響により、関係各国からの講師の招へい等は実施せず。）。
		国際平和協力センターにおける教育面での連携の充実	
		元年度	●国際平和協力センターが主催する以下の課程に外国軍人と関係府省職員を受入れ、教育を実施した。 ・第８期国際平和協力上級課程（７月）：タイ軍人１名、インド韓国軍人１名、ドイツ軍人１名、豪州軍人１名、カナダ軍人１名、メキシコ軍人１名、スペイン軍人１名、スリランカ軍人１名、エチオピア軍人２名、ヨルダン軍人１名、内閣府職員１名、外務省職員２名 ・第８期国際平和協力中級課程（１～２月）：タイ軍人１名、パキスタン軍人１名、ドイツ軍人１名、カタール軍人１名、スリランカ軍人１名、イタリア軍人１名、南アフリカ軍人１名、内閣府職員２名、外務省職員１名
		2年度	●実績なし（コロナの影響により、上級課程を中止、中級課程は特別課程として防衛省職員にのみ実施した。）。
		3年度	●実績なし（コロナの影響により、上級課程を中止、中級課程は特別課程として防衛省職員にのみ実施した。）。
	②平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進		
		現地ミッション司令部要員等の派遣を推進	
		元年度	●国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）への派遣 UNMISSへの司令部要員派遣は、６か国と国境を接する南スーダンの平和と安定のみならず、アフリカ全体の平和と安定にも寄与するものであり、我が国の「積極的平和主義」の実践の具体例の１つである。人材育成の機会の確保や国連・関係諸国との連携の観点からも、引き続き、UNMISS司令部に要員を派遣する意義があると考えており、UNMISS司令部要員４名の派遣を継続している。 ●多国籍部隊・監視団（MFO）への派遣 MFOは、１９８２年よりエジプトのシナイ半島で、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。このMFOへの司令部要員派遣は、我が国の「積極的平和主義」に基づく具体例の一つである。人材育成の機会の確保や米国等の要員派遣国12か国との連携の促進の観点からも、引き続き、MFO司令部に要員を派遣する意義があると考えており、MFO司令部要員２名を派遣している。

2年度	●国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）への派遣 UNMISSへの司令部要員派遣は、6か国と国境を接する南スーダンの平和と安定のみならず、アフリカ全体の平和と安定にも寄与するものであり、我が国の「積極的平和主義」の実践の具体例の1つである。人材育成の機会の確保や国連・関係諸国との連携の観点からも、引き続き、UNMISS司令部に要員を派遣する意義があると考えており、UNMISS司令部要員4名の派遣を継続している。 ●多国籍部隊・監視団（MFO）への派遣 MFOは、1982年よりエジプトのシナイ半島で、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。このMFOへの司令部要員派遣は、我が国の「積極的平和主義」に基づく具体例の一つである。人材育成の機会の確保や米国等の要員派遣国12か国との連携の促進の観点からも、引き続き、MFO司令部に要員を派遣する意義があると考えており、MFO司令部要員2名を派遣している。
3年度	●国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）への派遣 UNMISSへの司令部要員派遣は、6か国と国境を接する南スーダンの平和と安定のみならず、アフリカ全体の平和と安定にも寄与するものであり、現在、我が国が要員を派遣する唯一の国連PKOである。人材育成の機会の確保や国連・関係諸国との連携の観点からも、引き続き、UNMISS司令部に要員を派遣する意義があると考えており、UNMISS司令部要員4名の派遣を継続している。 ●多国籍部隊・監視団（MFO）への派遣 MFOは、1982年よりエジプトのシナイ半島で、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。人材育成の機会の確保や米国等の要員派遣国12か国との連携の促進の観点からも、引き続き、MFO司令部に要員を派遣する意義があると考えており、MFO司令部要員2名を派遣している。
我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を実施	
元年度	●令和元年度においては、以下のとおり実施した。 【カンボジア】 PKO（施設）に関する技術指導・人材育成 【モンゴル】 PKO（施設）に係る道路構築教育への教育補佐・指導、道路構築実習への教育補佐・指導 ●PKO訓練センターへの講師等派遣： アフリカの平和と安定は国際社会の平和と安定に資するという考えの下、アフリカ諸国の平和維持活動における自助努力を支援するため、アフリカを中心に依頼に応じて、PKO要員の教育訓練を行う各国PKOセンターなどに自衛官を講師として派遣している。平成31年度においては、エチオピアのPKOセンターにおいてのべ3回講師派遣を実施した。 ●国連三角パートナーシッププログラム（施設・医療）： 平成26年9月、PKOが直面している課題を解決するため、国連本部においてPKOハイレベル会合を開催。我が国（安倍総理）は、国連の主要課題の一つである、アフリカを中心とするPKOミッションの早期展開能力の強化を支援するため、国連にある信託基金を活用し、重機などの装備品供与と各国要員への操作教育をパッケージで行っていく旨を表明。令和元年6月～8月及び8～11月には、アフリカでの第7回及び第8回訓練をそれぞれケニア、ウガンダで実施した。2回目の訓練で女性自衛官6名を含む自衛隊員計45名を派遣し、ウガンダの国軍要員計66名を対象とした重機操作教育を実施した。 また、令和元年11月～12月、令和2年2月～3月にそれぞれ第1回及び第2回となるアジア及び同周辺地域での訓練をベトナムで実施した。2回の訓練で女性自衛官5名を含む自衛官計47名を派遣し、ブータン、カンボジア、インドネシア、ネパール及びベトナムの国軍要員計40名を対象とした重機操作教育を実施した。また、国連は、新たに医療分野における野外衛生救護補助員コースを実施する方針を定めたところ、令和元年8月に国連が実施した事前ワークショップに、我が国は自衛官（医官）1名を派遣し、同コースのマニュアル策定に貢献した。また、令和元年10月に実施された同コース試行訓練において、自衛官（医官）2名を教官として派遣した。
2年度	●令和2年度においては、以下のとおり実施した。 【カンボジア】 PKO（施設）に関する道路測量技術に関する講義・実習 ●PKO訓練センターへの講師等派遣： 実績なし（コロナの影響により中止） ●国連三角パートナーシッププログラム（施設・医療）： 実績なし（ケニア及びインドネシアにおける重機操作訓練、並びに野外衛生救護補助員コース第2回試行訓練を予定していたものの、コロナの影響により令和3年度に延期）
3年度	●令和3年度においては、以下のとおり実施した。 【モンゴル】 PKO（施設）に関する道路構築実習等技術支援 【ベトナム】 国軍PKO派遣準備支援 ●PKO訓練センターへの講師等派遣： 令和4年3月、エチオピアのPKOセンターへの講師派遣を再開。 ●国連三角パートナーシッププログラム（施設）： 令和4年1月～3月、第9回となるアフリカ地域での訓練をケニアで実施し、女性自衛官3名を含む自衛官20名を派遣。ガーナ、ウガンダ、ケニアのPKO要員計35名を対象とした重機操作教育を実施した。

		国際緊急援助活動への積極的な取組み		
			元年度	●令和元年度を通じ、次の2回の活動により国際社会の平和及び安全の維持に取り組んだ。ジブチ共和国における大雨及び洪水被害に関して令和元年11月～12月の期間で、排水作業等及び車両による物資輸送を実施した。また、オーストラリア連邦で発生した森林火災に関して令和2年1月～2月の期間で、航空輸送を実施した。
			2年度	●実績なし。
			3年度	●令和3年度を通じ、次の活動により国際社会の平和及び安全の維持に取り組んだ。 トンガ王国における火山島の噴火による被害に関して、令和4年1月～2月の期間で航空輸送等を実施した。
		工兵マニュアルの策定・普及に向けた取組み		
			元年度	●平成27年に策定された国連工兵部隊マニュアルを改訂するため、平成30年に国連から日本に対して再度議長国を務め、改定作業を実施してほしいとの要請があった。工兵マニュアルの改訂は、国連PKOに対する知的貢献であり、改定作業を通じて各国の意見が得られる等、自衛隊にとっても意義を有することから、議長国を受諾し、改定作業を主導した。作業を終え、令和元年7月に陸幕長よりラクロワ国連平和活動局長に同マニュアルの改訂ドラフト案を提出した。
			2年度	●実績なし（日本が引き続き議長国となり工兵マニュアル訓練用教材（STM）策定ワーキンググループの開催を予定していたものの、コロナの影響により令和3年度に延期）
			3年度	●令和3年4月から12月にかけて、日本が引き続き議長国となり工兵マニュアル訓練用教材（STM）策定ワーキンググループを開催した。

担当部局名	防衛政策局、人事教育局、統合幕僚監部	政策評価実施時期	令和4年8月